

# 医療費通知（医療費のお知らせ）を知っていますか

国民健康保険（国保）加入者に、年6回（2カ月ごと）医療費通知を送っています。これは、治療などにかかった医療費に間違いがないかの確認をしてもらい、健康や医療への関心を高めてもらうためです。

医療費は、皆さんが納めている国民健康保険税と国や県からの交付金などで賄われています。医療費通知を参考に受診状況を振り返り、医療費の適正化に協力をお願いします。

## 医療費控除を受ける人

所得申告で医療費控除を受ける場合は医療費通知が利用できます。

ただし、11月・12月診療分の発送は3月上旬となるため、必要に応じて、領収書を利用してください。

市販の医薬品購入費などの医療費控除の対象となるものについては、医療費通知を含めて、「医療費控除に関する明細書」の作成が必要です。詳しくは、筑紫税務署（☎9231400）に問い合わせてください。

## 高額な医療費を払ったら

国保の加入者が病院で1カ月に一定額（自己負担限度額）以上の医療費を支払ったときは、申請により所得に応じて医療費の一部が返ってきます（高額療養費）。

支給は、診療月から最短で約3カ月後となります。

## ●必要なもの

- ◇国民健康保険被保険者証
- ◇預金通帳など振込口座が分かるもの◇印鑑

## ●注意事項

- ◇入院時の差額ベッド代や食事代などは対象外です。
- ◇院外処方による調剤分は、処方せんを出した医療機関に支払った金額と合わせて申請できます。
- ◇同じ月に、別の医療機関でも受診している場合や、同世帯の別の人が受診している場合などでも、合算できることがあります。合算には条件があります。問い合わせてください。

医療費通知は高額療養費の申請には使用できません

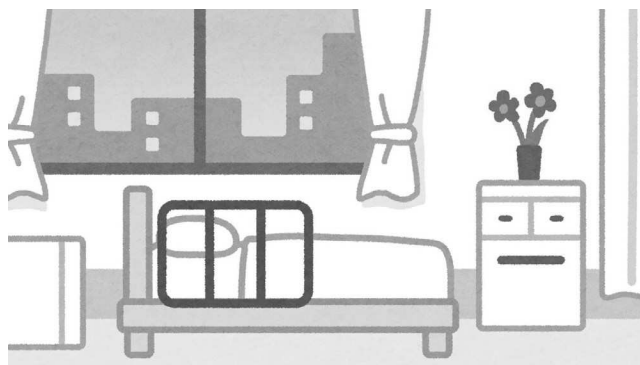
医療費通知は、医療費を支払ったことを証明するものではないため、高額療養費の申請には利用できません。高額療養費の申請には、必ず領収書の原本が必要になります。

領収証の原本は後日返却します。所得申告で医療費控除を受ける際に領収書を利用する場合は、申告前に、高額療養費の申請をしてください。

## ●問い合わせ先

国保年金課

☎(580)1847



# 漏水の早期発見を

水道の使用水量がいつもより多いと感じたら、まず水道メーターを確認してください。

水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット（銀色の円形のもの）が回っていれば、漏水の疑いがあります。

水洗トイレを使用しないときでも水が出ていたり、家の周りでも湿っていたりすると、水が漏れている可能性があります。偶数月の検針時に検針員が漏水に気付く場合もありますが、水道を使用している皆さんも注意してください。



パイロット

## ●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928